

## 第 14 号 議 案

### 令和 8 年度長崎県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度長崎県流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	10,813,942 m <sup>3</sup>
(2) 一日平均処理水量	29,627 m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市数	2 市
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	1,095,371 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		1,136,195 千円
第 1 項 営 業 収 益		702,906 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		433,289 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		1,033,728 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,013,730 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		19,998 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,543千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,293千円、当年度分損益勘定留保資金72,921千円及び減債積立金29,329千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,095,300 千円
第1項 企業債		245,300 千円
第2項 国庫補助金		619,000 千円
第3項 負担金		231,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,218,843 千円
第1項 建設改良費		1,095,371 千円
第2項 固定資産購入費		500 千円
第3項 企業債償還金		122,972 千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大村湾南部流域下水道維持管理業務等	令和9年度から 令和11年度まで	千円 311,000
大村湾南部流域下水道建設費	令和9年度	935,000
大村湾南部浄化センター維持管理 包括的民間委託費	令和9年度から 令和11年度まで	1,560,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 245,300	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和8年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内(うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
計	245,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(2) 資本的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

38,606 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、85,645千円である。

令和8年3月11日提出

長崎県知事 平田 研